

官報

号外 昭和四十年十一月十二日

第五十回 衆議院會議録 第十二号 (一)

昭和四十年十一月十二日(金曜日)

議事日程 第十一号

昭和四十年十一月十二日
午前零時五十分開議

第一 法務大臣石井光次郎君不信任決議案(山本幸一君外四名提出) (前会の続)

第二 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件

第三 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出)

第四 財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出)

第五 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第二 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件

日程第三 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出)

出

日程第四 財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出)

日程第五 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出)

午前零時十八分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

○議長(船田中君) 日程第一はあと回しに(離席する者多し)賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。さよう決定。

日程第二 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件

日程第三 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出)

日程第四 財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出)

日程第五 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第二ないし第五を一括議題といたします。

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び

待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案
〔本号(二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を省略するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

○議長(船田中君) 質疑、討論の通告はありません。

日程第二は承認するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。さよう決定。

日程第三ないし第五は可決に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。さよう決定。

○議長(船田中君) これにて散会いたします。

午前零時十九分散会

出席国務大臣

法務大臣 石井光次郎君

○朗読を省略した議長の報告
(応召議員)

一、昨十一日、召集に応じた議員は次の通りである。

千葉県第二区選出

(議案提出) 梶井 茂尚君

一、昨十一日、議員から提出した議案は次の通りである。

昭和四十年十一月十二日 衆議院會議録第十二号(一) 朗読を省略した議長の報告

防衛庁長官松野頼三君不信任決議案(山本幸一君外四名提出)

(委員会審査省略要求書受領)

一、昨十一日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
防衛庁長官松野頼三君不信任決議案

山本幸一君外四名

官報

号外

昭和四十年十一月十二日

第五十回 衆議院會議録 第十二号 (二)

〔本号(一)参照〕

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する
条約等の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和四十年十月五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する
条約等の締結について承認を求めるの件

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約(同協定第一条の実施について二交換公文を含む。)、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定、文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定並びに日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する交換公文の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国と大韓民国との間の諸懸案を解決して両国間の国交の正常化を実現するため、昭和四十年六月二十二日に東京で、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約、日本国と大韓

昭和四十年十一月十二日 衆議院會議録第十二号(一)

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件

民国との間の漁業に関する協定(同協定第一条の実施についての二交換公文を含む。)、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定並びに文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定に署名し、並びに日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する公文の交換を行なつた。よつて、これらの条約等を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する
条約

日本国及び大韓民国は、
両国民間の関係の歴史的背景と、善隣関係及び主権の相互尊重の原則に基づき、両国民間の関係の正常化に対する相互の希望とを考慮し、
両国の相互の福祉及び共通の利益の増進のため並びに国際的平和及び安全の維持のために、両国が国際連合憲章の原則に適合して緊密に協力することが重要であることを認め、
千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の關係規定及び千九百四十八年十二月十二日に国際連合総会で採択された決議第九十五号(III)を想起し、
この基本関係に関する条約を締結することに決定し、よつて、その全権委員として次のとおり任命した。

日本国

日本国外務大臣 椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国

大韓民国外務部長官 李 東元

大韓民国特命全權大使 金 東 祚

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

両締約国間に外交及び領事関係が開設される。
両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。

第二条

千九百四十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。

第三条

大韓民国政府は、国際連合総会決議第九十五号(III)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。

第四条

(a) 両締約国は、相互の関係において、国際連合憲章の原則を指針とするものとする。
(b) 両締約国は、その相互の福祉及び共通の利益を増進するに当たつて、国際連合憲章の原則に適合して協力するものとする。

第五条

両締約国は、その貿易、海運その他の通商の關係を安定した、かつ、友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。

第六条

両締約国は、民間航空運送に関する協定を締結するものとする。

するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。

第七条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、それぞれの全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語、韓国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のために

李 東元

金 東 祚

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定
日本国及び大韓民国は、
両国が共通の関心を有する水域における漁業資源の最大の持続的生産性が維持されるべきことを希望し、
前記の資源の保存及びその合理的開発と発展を図ることが両国の利益に役立つことを確信し、
公海自由の原則がこの協定に特別の規定がある場合を除くほかは尊重されるべきことを確認し、
両国の地理的近接性と両国の漁業の交錯から生ずることのある紛争の原因を除去することが望ましいことを認め、
両国の漁業の発展のため相互に協力することを

昭和四十年十一月十二日 衆議院會議録第十二号(一) 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるとの件

希望して、
次のとおり協定した。

第一条

1 両締約国は、それぞれの締約国が自国の沿岸の基線から測定して十二海里までの水域を自国が漁業に關して排他的管轄権を行使する水域（以下「漁業に關する水域」といふ。）として設定する権利を有することを相互に認める。ただし、一方の締約国がこの漁業に關する水域の設定に際し直線基線を使用する場合には、その直線基線は、他方の締約国と協議の上決定するものとする。

2 両締約国は、一方の締約国が自国の漁業に關する水域において他方の締約国の漁船が漁業に従事することを排除することについて、相互に異議を申し立てない。

3 両締約国の漁業に關する水域が重複する部分については、その部分の最大の幅を示す直線を二等分する点とその重複する部分が終わる二点をそれぞれ結ぶ直線により二分する。

第二条

両締約国は、次の各線により囲まれる水域（領海及び大韓民国の漁業に關する水域を除く。）を共同規制水域として設定する。

(a) 北緯三十七度三十分以北の東經百二十四度の經線

(b) 次の各点を順次に結ぶ線

(i) 北緯三十七度三十分と東經百二十四度との交点

(ii) 北緯三十六度四十五分と東經百二十四度三十分との交点

(iii) 北緯三十三度三十分と東經百二十四度三十分との交点

(iv) 北緯三十二度三十分と東經百二十六度との交点

(v) 北緯三十二度三十分と東經百二十七度との交点

第六条
議の上決定される。

(vi) 北緯三十四度三十四分三十分と東經百二十九度二分五十分との交点

(vii) 北緯三十四度四十四分十分と東經百二十九度八分との交点

(viii) 北緯三十四度五十分と東經百二十九度十四分との交点

(ix) 北緯三十五度三十分と東經百三十度との交点

(x) 北緯三十七度三十分と東經百三十一度十分との交点

(xi) 牛岩嶺高頂

第三条

両締約国は、共同規制水域においては、漁業資源の最大の持続的生産性を確保するために必要とされる保存措置が十分な科学的調査に基づいて実施されるまでの間、底びき網漁業、まき網漁業及び六十トン以上の漁船によるさばり漁業について、この協定の不可分の一部をなす附屬書に掲げる暫定的漁業規制措置を実施する。（トンとは、総トン数によるものとし、船内居住区改善のための許可トン数を差し引いたトン数により表示する。）

第四条

1 漁業に關する水域の外側における取締り（停船及び臨検を含む。）及び裁判管轄権は、漁船の属する締約国のみが行使し、及び行使する。

2 いずれの締約国も、その国民及び漁船が暫定的漁業規制措置を誠実に遵守することを確保するため適切な指導及び監督を行ない、違反に対する適当な罰則を含む国内措置を実施する。

第五条

共同規制水域の外側に共同資源調査水域が設定される。その水域の範囲及びその水域内で行なわれる調査については、第六条に定める漁業共同委員会が行なうべき勧告に基づき、両締約国間の協議の上決定される。

第六条

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、日韓漁業共同委員会（以下「委員会」といふ。）を設置し、及び維持する。

2 委員会は、二の国別委員部で構成し、各国別委員部は、それぞれの締約国の政府が任命する三人の委員で構成する。

3 委員会のすべての決議、勧告その他の決定は、国別委員部の間の合意によつてのみ行なうものとする。

4 委員会は、その会議の運営に關する規則を決定し、必要があるときは、これを修正することができる。

5 委員会は、毎年少なくとも一回会合し、また、そのほかに一方の国別委員部の要請により会合することができ、第一回会議の期日及び場所は、両締約国の間の合意で決定する。

6 委員会は、その第一回会議において、議長及び副議長を異なる国別委員部から選定する。議長及び副議長の任期は、一年とする。国別委員部からの議長及び副議長の選定は、各年においてそれぞれの締約国がそれらの地位に順番に代表されるように行なうものとする。

7 委員会の下に、その事務を遂行するため常設の事務局が設置される。

8 委員会の公用語は、日本語及び韓国語とする。提案及び資料は、いずれの公用語によつても提出することができ、また、必要に応じ、英語によつても提出することができる。

9 委員会がその共同の経費を必要と認めるときは、委員会が勧告し、かつ、両締約国が承認する形式及び割合において両締約国が負担する分担金により、委員会が支払うものとする。

10 委員会は、その共同の経費のための資金の支出を委任することができる。

第七條

1 委員会は、次の任務を遂行する。
(a) 両締約国が共通の関心を有する水域における漁業資源の研究のため行なう科学的調査に

ついて、並びにその調査及び研究の結果に基づき執らるべき共同規制水域内における規制措置に關して両締約国に勧告する。

(b) 共同資源調査水域の範囲に關して両締約国に勧告する。

(c) 必要に応じ、暫定的漁業規制措置に關する事項につき検討し、及びその結果に基づき執らるべき措置（当該規制措置の修正を含む。）に關して両締約国に勧告する。

(d) 両締約国の漁船間の操業の安全及び秩序に關する必要な事項並びに海上における両締約国の漁船間の事故に対する一般的な取扱方針につき検討し、並びにその結果に基づき執らるべき措置に關して両締約国に勧告する。

(e) 委員会の要請に基づいて両締約国が提供すべき資料、統計及び記録を編集し、及び研究する。

(f) この協定の違反に關する同等の刑の細目の制定に關して審議し、及び両締約国に勧告する。

(g) 毎年委員会の事業報告を両締約国に提出する。

(h) そのほか、この協定の実施に伴う技術的な諸問題につき検討し、必要と認めるときは、執らるべき措置に關して両締約国に勧告する。

2 委員会は、その任務を遂行するため、必要に応じ、専門家をもつて構成される下部機構を設置することができる。

3 両締約国政府は、1の規定に基づき行なわれた委員会の勧告をできる限り尊重するものとする。

第八條

1 両締約国は、それぞれ自国の国民及び漁船に對し、航行に關する国際慣行を遵守させるため、両締約国の漁船間の操業の安全を図り、かつ、その正常な秩序を維持するため、及び海上における両締約国の漁船間の事故の円滑かつ迅速

速な解決を図るために適切と認める措置を執るものとする。

2 1に掲げる目的のため、両締約国の関係当局は、できる限り相互に密接に連絡し、協力するものとする。

第九条

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかった紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが三十日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

第十条

1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

2 この協定は、五年間効力を存続し、その後

は、いずれか一方の締約国が他方の締約国にこの協定を終了させる意思を通告する日から一年間効力を存続する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

・日本国のために

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のために

李 東 元

金 東 祚

附屬書

この協定の第三条に定める暫定的漁業規制措置は、両締約国のそれぞれに適用されるものとし、その内容は、次のとおりとする。

1 最高出漁隻数又は統数（共同規制水域内における操業のため証明書を所持し、かつ、標識を附着して同時に同水域内に出漁している漁船の隻数又は統数の最高限度をいう。）

(a) 五十トン未満の漁船による底びき網漁業について百十五隻

(b) 五十トン以上の漁船による底びき網漁業については、

(i) 十一月一日から翌年の四月三十日までの期間においては二百七十隻

(ii) 五月一日から十月三十一日までの期間においては百隻

(c) まき網漁業については、

(i) 一月十六日から五月十五日までの期間に

おいては六十統

(ii) 五月十六日から翌年の一月十五日までの期間においては百二十統

(d) 六十トン以上の漁船によるさばつり漁業については十五隻

ただし、操業期間は六月一日から十二月三十一日までとし、操業区域は大韓民国の慶尚北道と慶尚南道との境界線と海岸線との交点と北緯三十五度三十分と東經百三十三度との交点とを結ぶ直線以南（ただし、済州島の西側においては北緯三十三度三十分以南）の水域とする。

(e) 日本国の漁船と大韓民国の漁船との漁獲能力の格差がある間、大韓民国の出漁隻数又は統数は、両締約国政府間の協議により、この協定の最高出漁隻数又は統数を基準とし、その格差を考慮して調整される。

2 漁船規模

(a) 底びき網漁業のうち、

(i) トロール漁業以外のものについては三十トン以上百七十トン以下

(ii) トロール漁業については百トン以上五百五十トン以下

ただし、五十トン以上の漁船による底びき網漁業（大韓民国が日本海において認めている六十トン未満の漁船によるえび底びき網漁業を除く）は、東經百二十八度以東の水域においては、行なわれないこととする。

(b) まき網漁業については網船四十トン以上百トン以下

ただし、この協定の署名の日に日本国に現存する百トン以上のまき網船一隻は、当分の間例外として認められる。

(c) 六十トン以上の漁船によるさばつり漁業については百トン以下

(d) 網目（海中における内径とする。）

(a) 五十トン未満の漁船による底びき網漁業については三十三ミリメートル以上

(b) 五十トン以上の漁船による底びき網漁業については五十四ミリメートル以上

(c) まき網漁業のあじ又はさばを対象とする漁網の身網の主要部分については三十三ミリメートル以上

4 集魚燈の光力（発電機の総設備容量）

(a) まき網漁業については一統につき、十キロワット以下の灯船二隻及び七・五キロワット以下の灯船一隻とし、計二十七・五キロワット以下

(b) 六十トン以上の漁船によるさばつり漁業については十キロワット以下

5 証明書及び標識

(a) 共同規制水域内に出漁する漁船は、それぞれの政府が発給する証明書を所持し、かつ、標識を附着するものとする。ただし、まき網漁業に従事する漁船については、網船以外の漁船は証明書を所持する必要はなく、また、網船は正の標識を、網船以外の漁船は正の標識に符合する副の標識をそれぞれ附着するものとする。

(b) 証明書及び標識の総数（底びき網漁業及びさばつり漁業に従事する漁船については各漁船に附着される二枚の標識をひととして計算し、まき網漁業に従事する漁船については網船に附着される二枚の正の標識をひととして計算する。）は、暫定的漁業規制措置の対象となる漁業別に当該漁業に関する最高出漁隻数及び統数と同数とする。ただし、漁業の実態にかんがみ、五十トン以上の漁船による底びき網漁業についてはその最高出漁隻数の十五パーセントまで、五十トン未満の漁船による底びき網漁業についてはその最高出漁隻数の二十パーセントまで、それぞれ増加発給することができる。

(c) 標識の様式及び附着場所は、両締約国政府間の協議により定められる。

昭和四十年十一月十二日 衆議院會議録第十二号(一) 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件

一六四

(韓国側の書簡)
書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日署名された大韓民国と日本国との間の漁業に関する協定に言及し、大韓民国政府が大韓民国の漁業に関する水域の設定に關して次の直線基線を決定する意向であることを申し述べる光栄を有します。

(訳文)

(1) 長峯岬及び達萬岬のそれぞれの突端を結ぶ直線による湾口の閉鎖線
(2) 花岩岬及び凡月岬のそれぞれの突端を結ぶ直線による湾口の閉鎖線
(3) 一・五メートル岩、生島、鴻島、干汝岩、上白島及び巨文島のそれぞれの南端を順次結ぶ直線
(4) 小鈴島、西格列飛島、於青島、稷島、上旺、燈島及び横島(鞍馬群島)のそれぞれの西端を順次結ぶ直線

本長官は、閣下が前記の直線基線の決定について日本国政府として異議がないことを日本国政府に代わつて確認されれば、大韓民国政府は、この問題についての日本国政府との協議が終了したものとみなすことを申し述べる光栄を有します。本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

外務部長官 李 東 元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(日本側の書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(韓国側の書簡)

本大臣は、大韓民国政府が大韓民国の漁業に関する水域の設定に關して前記の直線基線を決定されることについて日本国政府として異議がないことを申し述べる光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

日本国外務大臣 椎名悦三郎

大韓民国外務部長官 李東元閣下

(韓国側の書簡)
書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日署名された大韓民国と日本国との間の漁業に関する協定に言及し、両国政府の代表の間で到達された次の了解を確認する光栄を有します。

(訳文)

暫定的措置として、大韓民国が設定する漁業に関する水域を画する線と次のそれぞれの線とにより囲まれる水域は、当分の間大韓民国の漁業に関する水域に含まれることとする。

- (1) 北緯三十三度四十八分十五秒と東經百二十七度二十一分との交点、北緯三十三度四十七分三十秒と東經百二十七度十三分との交点及び牛島の真東十二海里の点を順次結ぶ直線
- (2) 北緯三十三度五十六分二十五秒と東經百二十五度五十五分三十秒との交点と北緯三十三度二十四分二十秒と東經百二十五度五十六分二十秒との交点を結ぶ直線

前記の了解を日本国政府に代わつて確認される閣下の返簡を受領したときは、大韓民国政府は、この書簡及び閣下の返簡が前記の協定の効力発生の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなします。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

外務部長官 李東元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(日本側の書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(韓国側の書簡)

本大臣は、前記の了解が日本国政府の了解でもあること並びに日本国政府が閣下の書簡及びこの返簡を前記の協定の効力発生の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

日本国外務大臣 椎名悦三郎

大韓民国外務部長官 李東元閣下

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定

日本国及び大韓民国は、
両国及びその国民の財産並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題を解決することを希望し、
両国間の経済協力を増進することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

- 1 日本国は、大韓民国に対し、
(a) 現在において千八百億円(一〇八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される三億合衆国ドル(三〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい

円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から十年の期間にわたつて無償で供与するものとする。各年における生産物及び役務の供与は、現在において百八億円(一〇、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される三千万合衆国ドル(三〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の額を限度とし、各年における供与がこの額に達しなかつたときは、その残額は、次年以降の供与額に加算されるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、両締約国政府の合意により増額されることが出来る。

- (b) 現在において七百二十億円(七二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される二億合衆国ドル(二〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の額に達するまでの長期低利の貸付けで、大韓民国政府が要請し、かつるの規定に基づいて締結される取極に従つて決定される事業の実施に必要な日本国の生産物及び日本人の役務の大韓民国による調達に充てられるものをこの協定の効力発生の日から十年の期間にわたつて行なうものとする。この貸付けは、日本国の海外経済協力基金により行なわれるものとし、日本国政府は、同基金がこの貸付けを各年において均等に行ないうるために必要とする資金を確保することが出来るように、必要な措置を執るものとする。

前記の供与及び貸付けは、大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならぬ。
2 両締約国政府は、この条の規定の実施に関する事項について勧告を行なう権限を有する両政府間の協議機関として、両政府の代表者で構成される合同委員会を設置する。

3 両締約国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取極を締結するものとする。

第二条

- 1 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利及び利益並びに両締約国及び

その国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四條(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

2 この条の規定は、次のもの(この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く)に影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

(b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて千九百四十五年八月十五日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

第三條

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかった紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の

政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが三十日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

第四條

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために
権名悦三郎
高杉 晋一

大韓民国のために
李 東 元
金 東 祚

第一議定書

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」という。)に署名するに当たり、下名は、各自の政府から正当な委任を受け、協定第一條1(a)の規定の実施に関し、協定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

第一條

日本国が供与する生産物及び役務を定める年度実施計画(以下「実施計画」という。)は、大韓民国政府により作成され、両締約国政府間の協議により決定されるものとする。

第二條

1 日本国が供与する生産物は、資本財及び両政府が合意するその他の生産物とする。

2 日本国の生産物及び日本人の役務の供与は、日本国と大韓民国との間の通常の貿易が著しく阻害されないように、かつ、外国為替上の追加の負担が日本国に課されないように、実施されるものとする。

第三條

1 第五條1の使節団又は大韓民国政府の認可を受けた者は、実施計画に従い生産物及び役務を取得するため、日本国民又はその支配する日本国の法人と直接に契約を締結するものとする。

2 1の契約(その変更を含む)は、(i)協定第一條1(a)及びこの議定書の規定、(ii)両政府が協定第一條1(a)及びこの議定書の実施のため行なう取極の規定並びに両政府の時に適用される実施計画に合致しなければならない。これらの契約は、前記の基準に合致するものであるかどうかについて認証を得るため、日本国政府に送付されるものとする。この認証は、原則として十四日以内に行なわれるものとする。定められた期間内に認証が得られなかつたときは、その契約は、協定第一條2の合同委員会に付託され、合同委員会の勧告に従つて処理されるものとする。

る。その勧告は、合同委員会がその契約を受領した後三十日以内に行なわれるものとする。この項に定めるところに従つて認証を得た契約は、以下「契約」という。

3 すべての契約は、その契約から又はこれに関連して生ずる紛争が一方の契約当事者の要請により、両政府間で行なわれることがある取極に従つて商事仲裁委員会に解決のため付託される旨の規定を含まなければならない。両政府は、正当になされたすべての仲裁判断を最終的なものとし、かつ、執行することができるようにするため必要な措置を執るものとする。

4 1の規定にかかわらず、生産物及び役務の供与は、契約によることができないと認められる場合は、契約なしで、両政府間の合意により行なうことができる。

第四條

1 日本国政府は、第五條1の使節団又は大韓民国政府の認可を受けた者が契約により負う債務並びに前條4の規定による生産物及び役務の供与の費用に充てるための支払を、第七條の規定に基づいて定める手続によつて、行なうものとする。この支払は、日本円で行なうものとする。

2 日本国は、1の規定に基づく支払を行なうことにより、その支払を行なつた時に、その支払に係る生産物及び役務を、協定第一條1(a)の規定に従い、大韓民国に供与したものとみなされる。

第五條

1 大韓民国政府は、同政府の使節団(以下「使節団」という。)を日本国内に設置する。

2 使節団は、協定第一條1(a)及びこの議定書の実施を任務とし、その任務には次の事項を含むものとする。
(a) 大韓民国政府が作成した実施計画の日本国政府への提出

昭和四十年十一月十二日 衆議院會議録第十二号(一) 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件

(b) 大韓民国政府のための契約の締結及び実施
(c) (b)の契約及び大韓民国政府の認可を受けた者の締結する契約の認証を受けるための日本国政府への送付

3 使節団の任務の效果的な遂行のため必要であり、かつ、もつばらその目的に使用される使節団の日本国における事務所は、東京及び両政府間で合意することがある他の場所に設置する。

4 使節団の事務所の構内及び記録は、不可侵とする。使節団は、暗号を使用することができ、使節団に属し、かつ、直接その任務の遂行のため使用される不動産は、不動産取得税及び固定資産税を免除される。使節団の任務の遂行から生ずることがある使節団の所得は、日本国における課税を免除される。使節団が公用のため輸入する財産は、関税その他輸入について又は輸入に關連して課される課徴金を免除される。

5 使節団は、他の外国使節団に通常与えられる行政上の援助で使節団の任務の效果的な遂行のため必要とされるものを日本国政府から与えられるものとする。

6 大韓民国の国民である使節団の長、使節団の上級職員二人及び3の規定に従つて設置される事務所の長は、国際法及び国際慣習に基づいて一般的に認められる外交上の特権及び免除を与えられる。使節団の任務の效果的な遂行のため必要があると認められたときは、前記の上級職員の数は、両政府間の合意により増加することができる。

7 大韓民国の国民であり、かつ、通常日本国内に居住していない使節団のその他の職員は、自己の職務の遂行について受ける報酬に対する日本国における課税を免除され、かつ、日本国の法令の定めるところにより、自用の財産に対する関税その他輸入について又は輸入に關連して課される課徴金を免除される。

8 契約から若しくはこれに關連して生ずる紛争が仲裁により解決されなかつたとき、又は当該

仲裁判断が履行されなかつたときは、その問題は、最後の解決手段として、契約地の管轄裁判所に提起することができ、この場合において、必要とされる訴訟手続上の目的のためにのみ、使節団の法務部長の職にある者は、2(b)の契約に關し訴え、又は訴えられることができるものとし、そのために使節団における自己の事務所において訴状その他の訴訟書類の送達を受けることができるものとする。ただし、訴訟費用の担保を供する義務を免除される。使節団は、4及び6に定めるところにより不可侵及び免除を与えられてはいるが、前記の場合において管轄裁判所が行なつた最終の裁判を、使節団を拘束するものとして受諾するものとする。

9 最終の裁判の執行に当たり、使節団に属し、かつ、その任務の遂行のため使用される土地及び建物並びにその中にある動産は、いかなる場合にも強制執行を受けることはない。

第六条

1 両政府は、生産物及び役務の供与が円滑かつ効果的に行なわれるため必要な措置を執るものとする。

2 生産物又は役務の供与に關連して大韓民国内において必要とされる日本国民は、その作業の遂行のための大韓民国への入国、同国からの出国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられるものとする。

3 日本国の国民及び法人は、生産物又は役務の供与から生ずる所得につき、大韓民国における課税を免除される。

4 日本国により供与される生産物は、大韓民国の領域から再輸出されてはならない。

5 いずれの一方の締約国の政府も、日本国により供与される生産物の運送及び保険に關し、公正かつ自由な競争を妨げることがある他方の締約国の国民及び法人に対する差別的措置を、直接又は間接に執らないものとする。

6 この条の規定は、協定第一条(b)に定める貸付けによる生産物及び役務の調達についても適用されるものとする。

用されるものとする。

第七条

この議定書の実施に關する手続その他の細目は、両政府間で協議により合意するものとする。

以上の証拠として、下名は、この議定書に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしう正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のために

李 東 元

金 東 祚

第二議定書

財産及び請求權に關する問題の解決並びに経済協力に關する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」といふ)に署名するに当たり、下名は、各自の政府から正当な委任を受け、さらに、協定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

第一条

大韓民国は、日本国と大韓民国との間の清算勘定の残高として千九百六十一年四月二十二日の交換公文により両締約国政府間で確認されている日本国の債権である四千五百七十二万九千三百九十八合衆国ドル八セント(四五、七二九、三九八・〇八ドル)を協定の効力発生の日から十年の期間内に、次のとおり分割して返済するものとする。

この場合においては、利子を附さない。
第一回から第九回までの年賦払の額 各年四百五十七万三千合衆国ドル(四、五七三、〇〇〇ドル)
第十回の年賦払の額 四百五十七万二千三百九

十八合衆国ドル八セント(四、五七二、三九八・〇八ドル)

第二条

前条の各年の賦払金について大韓民国の要請があつたときは、その要請のあつた金額に相当する協定第一条(a)の規定による生産物及び役務の供与並びに前条の規定による賦払金の支払が行なわれたものとみなし、これにより、協定第一条(a)の規定による生産物及び役務の供与の額並びにその年の供与の限度額は、同条1(a)の規定にかかわらず、その金額だけ減額されるものとする。

第三条

第一条にいう日本国の債権の額の返済に關し、大韓民国は、第一回の年賦払を協定の効力発生の日に行なりものとし、第二回以降の年賦払を各年において第一回の支払期日と同一の日までに行なりものとする。

第四条

第二条の大韓民国政府の要請は、日本国の財政上の慣行を考慮して、前条の規定による支払期日が属する日本国の会計年度が始まる前年の前年の十月一日までに、当該支払期日に支払われるべき賦払金について行なわれるものとする。ただし、第一回の支払(及び本文の規定によることができなない場合の第二回の支払)についての要請は、協定の効力発生の日に行なわれるものとする。

第五条

大韓民国の要請は、第一条にいう各年の賦払金の全部又は一部について行なりことができる。

第六条

大韓民国の要請が第四条の規定による期日までに行なわれず、かつ、賦払金の全部又は一部の支払が第三条の規定による支払期日までに行なわれなかつたときは、その賦払金の全部又は一部について第二条の大韓民国の要請があつたものとみなす。

以上の証拠として、下名は、この議定書に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のために

李 東 元

金 東 祚

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定

日本国及び大韓民国は、多年の間日本国に居住している大韓民国国民が日本国の社会と特別な關係を有するに至つて、これを考慮し、

これらの大韓民国国民が日本国の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようにすることが、兩國間及び兩國民間の友好關係の増進に寄与することを認めて、

次のとおり協定した。

第一条

1 日本国政府は、次のいずれかに該当する大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、この協定の効力発生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

(a) 千九百四十五年八月十五日以前から申請の時まで引き続き日本国に居住している者

(b) (a)に該当する者の直系卑属として千九百四十五年八月十六日以後この協定の効力発生の日から五年以内に日本国で出生し、その後申請の時まで引き続き日本国に居住している者

2 日本国政府は、1の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の子としてこの協

定の効力発生の日から五年を経過した後に日本国で出生した大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、その出生の日から六十日以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

第二条

1 日本国政府は、第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の直系卑属として日本国で出生した大韓民国国民の日本国における居住については、大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二十五年を経過するまでは協議を行なうことに同意する。

2 1の協議に当たつては、この協定の基礎となつていける精神及び目的が尊重されるものとする。

第三条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民は、この協定の効力発生の日以後の行為により次のいずれかに該当することとなつた場合を除くほか、日本国からの退去を強制されない。

(a) 日本国において内乱に関する罪又は外患に関する罪により禁錮以上の刑に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者及び内乱に附和随行したことににより刑に処せられた者を除く。）

(b) 日本国において外交に関する罪により禁錮以上の刑に処せられた者及び外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられ、日本国の外交上の重大な利益を害した者

(c) 營利の目的をもつて麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して無期又は三年以上の懲

役又は禁錮に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）及び麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して三回（ただし、この協定の効力発生の日の前の行為により三回以上刑に処せられた者については二回）以上刑に処せられた者

(d) 日本国の法令に違反して無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者

第四条

日本国政府は、次に掲げる事項について、妥当な考慮を払ふものとする。

(a) 第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民に対する日本国における教育、生活保護及び国民健康保険に関する事項

(b) 第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民（同条の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者を含む。）が日本国で永住する意思を放棄して大韓民国に帰国する場合における財産の携行及び資金の大韓民国への送金に関する事項

第五条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民は、出入国及び居住を含むすべての事項に関し、この協定で特に定める場合を除くほか、すべての外国人に同様に適用される日本国の法令の適用を受けることが確認される。

第六条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日以後三十日で効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のために

李 東 元

金 東 祚

文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定

日本国及び大韓民国は、西国の文化における歴史的な關係にかんがみ、西国の学術及び文化の発展並びに研究に寄与することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

日本国政府及び大韓民国政府は、兩國民間の文化關係を増進させるためできる限り協力を行なうものとする。

第二条

日本国政府は、附屬書に掲げる文化財を兩國政府間で合意する手続に従つてこの協定の効力発生效後六箇月以内に大韓民国政府に対して引き渡すものとする。

第三条

日本国政府及び大韓民国政府は、それぞれ自国の美術館、博物館、図書館その他学術及び文化に関する施設が保有する文化財について他方の国の国民に研究する機会を与えるため、できる限り便宜を与えるものとする。

第四条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

権名悦三郎
高杉 晋一

大韓民国のために

李 東 元
金 東 作

一 陶磁器、考古資料及び石造美術品

附 属 庫

1

(品 名)		(數)			
(1)	白 磁 托 及 盞	1 組	(38)	青 磁 劃 花 蓮 文 水 注	1
(2)	白 磁 小 碗	1	(39)	青 磁 劃 花 草 花 文 瓶	1
(3)	青 白 磁 盆 子	1	(40)	青 磁 劃 花 文 盆 子	1
(4)	白 磁 盆 子	1	(41)	青 磁 劃 花 盆 子 蓋	1
(5)	白 磁 劃 花 文 經	1	(42)	青 磁 雕 花 唐 草 文 碗	1
(6)	白 磁 劃 花 文 碗	1	(43)	青 磁 繡 花 唐 草 文 碗	1
(7)	青 白 磁 劃 花 文 盃	1	(44)	青 磁 繡 花 唐 草 文 碗	1
(8)	白 磁 劃 花 蓮 花 文 盃	1	(45)	青 磁 唐 草 文 碗	1
(9)	青 白 磁 劃 花 文 盃	1	(46)	青 磁 劃 花 文 盃	1
(10)	青 白 磁 劃 花 文 唾 壺	1	(47)	青 磁 繡 花 牡丹 文 鉢	1
(11)	青 白 磁 劃 花 文 盤	5	(48)	青 磁 雕 花 牡丹 文 鉢	1
(12)	白 磁 草 花 浮 文 壺	1	(49)	青 磁 唐 草 文 鉢	1
(13)	青 白 磁 印 花 文 盆 子	1	(50)	青 磁 雕 花 蓮 辨 文 鉢	1
(14)	青 磁 托 子	1	(51)	青 磁 繡 花 牡丹 文 鉢	1
(15)	青 磁 托 子	1	(52)	青 磁 繡 花 唐 草 文 鉢	1
(16)	青 磁 盆	1	(53)	青 磁 繡 花 草 花 文 鉢	1
(17)	青 磁 盆	1	(54)	青 磁 繡 花 文 皿	1
(18)	青 磁 盆	1	(55)	青 磁 蓮 辨 文 水 注	1
(19)	青 磁 盆	1	(56)	青 磁 盆 及 托 子	1 組
(20)	青 磁 盆	1	(57)	青 磁 盆 及 托 子	1 組
(21)	青 磁 盆	1	(58)	青 磁 象 嵌 文 盤	1
(22)	青 磁 盆	1	(59)	青 磁 象 嵌 雲 鳳 文 鉢	1
(23)	青 磁 盆	1	(60)	青 磁 象 嵌 雲 鳳 文 鉢	1
(24)	青 磁 盆	1	(61)	青 磁 象 嵌 雲 鳳 文 鉢	1
(25)	青 磁 鉢	1	(62)	青 磁 象 嵌 菊 唐 草 文 鉢	1
(26)	青 磁 鉢	1	(63)	青 磁 象 嵌 菊 花 文 鉢	4
			(64)	青 磁 象 嵌 花 并 文 鉢	1

(65)	青磁象嵌龜甲文鉢	1	(10)	金製太環式耳飾	1対
(66)	青磁象嵌花丸文鉢	1	(11)	金製頸飾	1連
(67)	青磁象嵌猪唐草文鉢	1	(12)	金製耳飾	3
(68)	青磁象嵌猪唐草文鉢	1	(13)	金製頸飾	3
(69)	青磁象嵌猪唐草文鉢	1	(14)	金製頸飾	1
(70)	青磁象嵌猪丸文鉢	1	(15)	金製頸飾	2
(71)	青磁象嵌猪丸文鉢	1	(16)	金製頸飾	4
(72)	青磁象嵌猪丸文鉢	1	(17)	金製頸飾	1
(73)	青磁象嵌猪丸文鉢	1	(18)	金製頸飾	2
(74)	青磁象嵌花鳥文鉢	1	(19)	水晶製珠殘欠	1
(75)	青磁象嵌猪花文皿	1	(20)	水晶製小玉	7連
(76)	青磁象嵌雲鶴文瓶	1	(21)	水晶製小玉	9
(77)	青磁蓋菊文瓶	1	(22)	水晶製小玉	3
(78)	青磁象嵌花文瓶	1	(23)	水晶製小玉	19
(79)	青磁象嵌花井文小瓶	1	(24)	陶製盤	50
(80)	青磁象嵌花井文小瓶	1	(25)	陶製盤	3
(81)	青磁象嵌猪文小瓶	1	(26)	陶製盤	7
(82)	青磁象嵌双鳥文盒子	1	(27)	陶製盤	1拵
(83)	青磁象嵌草花文盒子	1	(28)	陶製盤	3
(84)	青磁象嵌草花文盒子	1	(29)	陶製盤	5
(85)	青磁象嵌猪草文盒子	1	(30)	陶製異形土器	8
(86)	青磁象嵌猪花文盒子	1	(31)	陶製馬殘欠及馬頭部	3
(87)	青磁象嵌猪文盒子	1	(32)	陶製異形土器	1
(88)	青磁蓋菊文瓶	1	(33)	陶製異形土器	8
(89)	青磁蓋菊文瓶	1	(34)	陶製異形土器	5
(90)	白磁繡花竜文壺	1	(35)	金製金杏	17
合 計		97	(36)	金製金杏	3
		2	(37)	金製金杏	4
(品 名)	(数)	(10)	金製太環式耳飾	1	
(1)	金製太環式耳飾	1	(11)	金製頸飾	1
(2)	金製頸飾	1連	(12)	金製耳飾	1
(3)	金製頸飾	1連	(13)	金製頸飾	1
(4)	金製頸飾	2	(14)	金製頸飾	2
(5)	金製頸飾	2	(15)	金製頸飾	1
(6)	金製頸飾	1対	(16)	金製頸飾	1
(7)	金製頸飾	1対	(17)	金製頸飾	1
(8)	金製太環式耳飾	1対	(18)	金製頸飾	1
(9)	金製太環式耳飾	1連	(19)	金製頸飾	1

		(品名)		(著者)	(刊行年次)	(冊数)
(48)	施 精 埤	(1) 石造多羅菩薩像	鄭 經	世 政	光 24 版	10
(49)	鬼 瓦(石仏寺)	(2) 石 造 獅 子	鄭 經	維 恒	順 治 9 版	1 軀
(50)	土造仏座像(慶州宛損)					2
(51)	青銅器殘欠(在銘)					
(52)	銅 製 杓 頭					
(53)	金銅製帶金具	(1) 愚伏先生文集	鄭 經	世 政	光 24 版	10
(54)	銅 製 帶 金 具	(2) 四溪堂大師集	鄭 經	維 恒	順 治 9 版	1
(55)	銀 製 垂 飾 具	(3) 白 沙 先生集	金 李	福 祖	豐 正 4 木活	15
(56)	銅 製 鎗 斗 殘 片	(4) 楓 叟 隨 閑 錄	金 李	福 祖	慶 治 4 版	8
(57)	水 晶 勾 玉	(5) 農 叟 隨 閑 錄	金 李	福 祖	慶 治 4 版	3
(58)	硬 玉 勾 玉	(6) 金 忠 壯 公 馬 實 記	金 李	福 祖	慶 治 4 版	2
(59)	硬 玉 丸 玉	(7) 梁 大 司 馬 實 記	金 李	福 祖	慶 治 4 版	5
(60)	陶 製 耳 付 大 盃	(8) 萬 沙 機 要 集	金 李	福 祖	慶 治 4 版	11
(61)	陶 製 脚 付 盃	(9) 月 沙 機 要 集	金 李	福 祖	慶 治 4 版	22
(62)	漆 釉 骨 盃	(10) 瑞 源 系 譜 紀 略	金 李	福 祖	慶 治 4 版	8
(63)	漆 釉 托 及 盞	(11) 辛 壬 紀 年 提 要	金 李	福 祖	慶 治 4 版	5
(64)	銅 造 新 迦 如 來 立 像(香山出土)	(12) 甘 一 種 類 書(有欠)	金 李	福 祖	慶 治 4 版	2
(65)	銅 造 鐵 金 菩 薩 立 像(新羅)	(13) 精 選 古 事 貴 眉	金 李	福 祖	慶 治 4 版	4
(66)	銀 製 簪	(14) 山 堂 部 考	金 李	福 祖	慶 治 4 版	8
(67)	鐵 製 簪	(15) 四 註 觀 白 眉 故 事	金 李	福 祖	慶 治 4 版	5
(68)	金 銅 製 金 具	(16) 註 觀 白 眉 故 事	金 李	福 祖	慶 治 4 版	50
(69)	金 銅 製 金 具	(17) 註 觀 白 眉 故 事	金 李	福 祖	慶 治 4 版	4
(70)	木造金箔阿彌陀如來像	(18) 註 觀 白 眉 故 事	金 李	福 祖	慶 治 4 版	5
(71)	石 棺 金 具	(19) 註 觀 白 眉 故 事	金 李	福 祖	慶 治 4 版	3
(72)	木 棺 金 具	(20) 註 觀 白 眉 故 事	金 李	福 祖	慶 治 4 版	2
(73)	商 器 金 具	(21) 註 觀 白 眉 故 事	金 李	福 祖	慶 治 4 版	1
(74)	舍利容器(金銅製)	(22) 註 觀 白 眉 故 事	金 李	福 祖	慶 治 4 版	10
(75)	經 箱(銅製)	(23) 註 觀 白 眉 故 事	金 李	福 祖	慶 治 4 版	1
(76)	唐草毛彫守入(銀製)	(24) 註 觀 白 眉 故 事	金 李	福 祖	慶 治 4 版	1
(77)	經筒模器殘欠(金銅製)	(25) 註 觀 白 眉 故 事	金 李	福 祖	慶 治 4 版	10
(78)	銀 胸 輪(金象嵌)	(26) 註 觀 白 眉 故 事	金 李	福 祖	慶 治 4 版	4
(79)	銅 製 水 瓶	(27) 註 觀 白 眉 故 事	金 李	福 祖	慶 治 4 版	1
(80)	響 銅 製 銅(在銘)	(28) 註 觀 白 眉 故 事	金 李	福 祖	慶 治 4 版	2
(81)	銅 製 壺(三耳雷渦帶文)	(29) 註 觀 白 眉 故 事	金 李	福 祖	慶 治 4 版	1
(82)	小 刀 鞘(銀製)	(30) 註 觀 白 眉 故 事	金 李	福 祖	慶 治 4 版	3
(83)	石塔舍利裝置遺物(慶尚北道開慶郡鳳棲里所在)	(31) 註 觀 白 眉 故 事	金 李	福 祖	慶 治 4 版	1
(84)	銅 鐘(金銅製七宝文透彫)	(32) 註 觀 白 眉 故 事	金 李	福 祖	慶 治 4 版	2

(34)	精選東萊先生左氏博議句解	謙註	呂祖	宋	乾	隆	2	(72)	元	集	景星等	成	豐	8
(35)	論	語	朱	宋	乾	隆	3	(73)	香	律	白	成	豐	3
(36)	南華經註解圖補	子	魏	清	光緒	治	7	(74)	古	歸	居	成	豐	4
(37)	句解南華真經	通	世	林	嘉	豐	5	(75)	宋	別	張	成	豐	3
(38)	家札要解(有欠)	錄	希	陳	嘉	豐	5	(76)	宋	詩	景	成	豐	8
(39)	檢身知	記	世	羅	嘉	豐	2	(77)	東	詩	元	成	豐	1
(40)	因	知	世	欽	嘉	豐	1	(78)	東	東坡詩選(有欠)	成	豐	6	
(41)	青莊館士小節	節	德	順	嘉	豐	2	(79)	東	披	成	豐	2	
(42)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	2	(80)	李	詩	成	豐	3	
(43)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	3	(81)	李	詩	成	豐	1	
(44)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	2	(82)	陸	律	成	豐	1	
(45)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	1	(83)	陸	律	成	豐	2	
(46)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	2	(84)	陸	律	成	豐	3	
(47)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	1	(85)	陸	律	成	豐	28	
(48)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	4	(86)	陸	律	成	豐	1	
(49)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	1	(87)	陸	律	成	豐	15	
(50)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	4	(88)	陸	律	成	豐	2	
(51)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	15	(89)	陸	律	成	豐	12	
(52)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	2	(90)	陸	律	成	豐	4	
(53)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	1	(91)	陸	律	成	豐	3	
(54)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	1	(92)	陸	律	成	豐	4	
(55)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	8	(93)	陸	律	成	豐	1	
(56)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	1	(94)	陸	律	成	豐	2	
(57)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	1	(95)	陸	律	成	豐	4	
(58)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	21	(96)	陸	律	成	豐	2	
(59)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	1	(97)	陸	律	成	豐	12	
(60)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	7	(98)	陸	律	成	豐	1	
(61)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	3	(99)	陸	律	成	豐	8	
(62)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	10	(100)	陸	律	成	豐	5	
(63)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	19	(101)	陸	律	成	豐	7	
(64)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	3	(102)	陸	律	成	豐	4	
(65)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	5	(103)	陸	律	成	豐	1	
(66)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	5	(104)	陸	律	成	豐	2	
(67)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	11	(105)	陸	律	成	豐	2	
(68)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	25	(106)	陸	律	成	豐	15	
(69)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	8	(107)	陸	律	成	豐	1	
(70)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	1	(108)	陸	律	成	豐	2	
(71)	朱子大全節疑補	補	德	順	嘉	豐	1	(109)	陸	律	成	豐	16	

(110)	樊川	集律賦	唐、杜	牧堅	乾嘉	隆慶	字	2	(148)	農政新編	安明、宗	洙	光緒	3
(111)	山谷	詩道集	宋、黃	堅機	嘉道	慶光	字	1	(149)	尉僚子直解	安明、劉	實	同	2
(112)	東苑	文初草	申、申	羽近	道光	光光	字	4	(150)	演機新編	安明、劉	老	同	1
(113)	人氏	註新	申、申	張正	道光	光光	字	2	(151)	孫武子直解	安明、劉	實	同	3
(114)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	8	(152)	孫武子直解	安明、劉	實	同	2
(115)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	10	(153)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(116)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	1	(154)	孫武子直解	安明、劉	實	同	12
(117)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	1	(155)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(118)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(156)	孫武子直解	安明、劉	實	同	10
(119)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(157)	孫武子直解	安明、劉	實	同	3
(120)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(158)	孫武子直解	安明、劉	實	同	3
(121)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(159)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(122)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(160)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(123)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(161)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(124)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(162)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(125)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(163)	孫武子直解	安明、劉	實	同	2
(126)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(164)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(127)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(165)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(128)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(166)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(129)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(167)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(130)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(168)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(131)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(169)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(132)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(170)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(133)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(171)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(134)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(172)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(135)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(173)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(136)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(174)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(137)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(175)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(138)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(176)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(139)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(177)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(140)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(178)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(141)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(179)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(142)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(180)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(143)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(181)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(144)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(182)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(145)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(183)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(146)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(184)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1
(147)	文氏	初草	申、申	張正	道光	光光	字	2	(185)	孫武子直解	安明、劉	實	同	1

(紛争の解決に関する交換公文)

(韓国側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、両国政府の代表の間に到達された次の了解を確認する光栄を有します。

両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によつて解決を図るものとする。

本長官は、さらに、閣下が前記の了解を日本国政府に代わつて確認されることを希望する光栄を有します。

以上を申し進めるに際し、本長官は、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

外務部長官 李東元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(韓国側書簡)

本大臣は、さらに、前記の了解を日本国政府に代わつて確認する光栄を有します。

以上を申し進めるに際し、本大臣は、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

日本国外務大臣 椎名悦三郎

大韓民国外務部長官 李東元閣下

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に関する水域の設定に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十年十一月十二日 衆議院会議録第十二号(一)

昭和四十年十月五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に関する水域の設定に関する法律

1 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第一条の漁業に関する水域は、政令で定める。
2 前項の規定により定められた水域において大韓民国又はその国民(法人を含む。)が行なう漁業に関しては、日本国の法令を適用する。

附則

この法律は、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の効力発生の日から施行する。

理由

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴い、わが国の漁業に関する水域の設定及び関係法令の適用につき規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十年十月五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

1 次に掲げる大韓民国又はその国民(法人を含む。以下同じ。)の財産権であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律

という。第二条の財産、権利及び利益に該当するものは、次項の規定の適用があるものを除き、昭和四十年六月二十二日において消滅した

ものとする。ただし、同日において第三者の権利(同条3の財産、権利及び利益に該当するものを除く。)の目的となつていたものは、その権利の行使に必要な限りにおいて消滅しないものとする。

二 担保権であつて、日本国又はその国民の所有する物(証券に化体される権利を含む。次項において同じ。)又は債権を目的とするもの
日本国又はその国民が昭和四十年六月二十二日において保管する大韓民国又はその国民の物であつて、協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するものは、同日においてその保管者に帰属したものとす。この場合において、株券の発行されてない株式については、その発行会社とその株券を保管するものとみなす。

3 大韓民国又はその国民の所有する証券に化体される権利であつて、協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するものについては、前二項の規定の適用があるものを除き、大韓民国又は同条3の規定に該当するその国民は、昭和四十年六月二十二日以後その権利に基づく主張をすることができないこととなつたものとする。

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

理由

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴い、同協定第二条3に規定する大韓民国及びその国民の財産、権利及び利益に対する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右
国会に提出する。

昭和四十年十月五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案

右
国会に提出する。
昭和四十年十月五日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案
(協定に基づく永住)
第一条 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」という。)第一条1及び2に規定する大韓民国国民は、法務大臣の許可を受け、本邦(出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)に定める本邦をいう。)で永住することができ。

2 法務大臣は、前項に規定する者が協定第一条1から3までに定める期間内に前項の許可の申請をしたときは、これを許可するものとする。
(申請)
第二条 前条の許可の申請は、居住地の市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区。以下同じ。)の事務所に自ら出頭し、当該市町村の長に、法務省令で定めるところにより、永住許可申請書その他の書類及び写真を出して行なわなければならない。ただし、十四歳に満たない者については、写真を出頭することを要しない。

2 十四歳に満たない者については、前条の許可の申請は、親権を行なう者又は後見人が代わつてしなければならない。

3 第一項の場合において、申請をしようとする者が疾病その他身体の故障により出頭することができないときは、法務省令で定めるところにより、代理人を出頭させることができる。

4 市町村の長は、第一項の書類及び写真の提出があつたときは、前条の許可を受けようとする者が申請に係る居住地に居住しているかどうか、及び提出された書類の成立が真正であるかどうかを審査したうえ、これらの書類(法務省令で定める書類を除く。)及び写真を、都道府県知事を経由して、法務大臣に送付しなければならない。

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に関する水域の設定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案

昭和四十年十一月十二日 衆議院會議録第十二号(一)

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案 議案に関する報告書

一七四

(調査)

第三条 法務大臣は、第一条の許可を受けようとする者が同条第一項に規定する者に該当するかどうかを審査するため必要があるときは、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(永住許可書の交付及び外国人登録原票等への記載)

第四条 法務大臣は、第一条の許可をしたときは、永住許可書を、都道府県知事及び市町村の長を経由して、交付するものとする。

2 都道府県知事又は市町村の長は、第一条の許可を受けた者については、その者に係る外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)に定める外国人登録原票の写し又は同法に定める外国人登録原票及び登録証明書に同条の許可があつたことを記載するものとする。

(許可の失効)

第五条 第一条の許可を受けている者が大韓民国の国籍を失つたときは、その許可は、効力を失ふ。

(退去強制)

第六条 第一条の許可を受けている者については、出入国管理令第二十四条の規定による退去強制は、その者がこの法律の施行の日以後の行為により次の各号の一に該当することとなつた場合に限り、することができ、

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第二章又は第三章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。
- 二 刑法第二編第四章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。
- 三 外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者。

者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定したもの。

四 営利の目的をもつて、麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、大麻取締法(昭和二十九年法律第七十一号)又は刑法第十四章に規定する罪を犯し、無期又は三年以上の懲役に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

五 麻薬取締法、大麻取締法、あへん法又は刑法第十四章に規定する罪により三回(この法律の施行の日前の行為によりこれら三回の罪により三回以上刑に処せられた者については、二回)以上刑に処せられた者。

六 無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者。

2 法務大臣は、前項第三号の認定をしようとするときは、あらかじめ外務大臣と協議しなければならない。

3 第一条の許可を受けている者については、出入国管理令第二十七条、第三十一条第三項、第三十九条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十七条第一項及び第二項、第六十二条第一項並びに第六十三条第一項中「第二十四条各号」とあるのは、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法第六条第一項各号」とする。

(出入国管理令の適用)

第七条 第一条の許可を受けている者の出入国及び在留については、この法律に特別の規定があるもののほか、出入国管理令による。

(省令の委任)

第八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

(罰則)

第九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 虚偽の申請をして第一条の許可を受け又は受けさせた者。
- 二 威力を用いて第一条の許可の申請を妨げた者。

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

理由

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴い、同協定第一条に規定する大韓民国国民の本邦での永住及びその許可を受けた者の退去強制について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 わが国は、大韓民国政府との間に、同国との諸懸案を一括解決して両国間の国交を正常化することを希望して、昭和二十六年十月の予備会議以来交渉を行なつてきたところ、その大綱につき合意に達したので、基本関係に関する条約の案文については昭和四十年二月二十日ソウルにおいて、また、漁業問題、請求権と経済協力、及び在日韓国人の待遇に関する合意事項については四月三日東京においてそれぞれ仮調印し、その後引き続き交渉を重ねた結果、最終的合意に達したので、六月二十二日東京において日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定、及び、文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定にそれぞれ署名を行ない、また、紛争の解決に関する公文の交換を行なつた。

本条約及び協定等の主な内容は次のとおりである。

(一) 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約

1 この条約は、わが国と大韓民国とが相互

に両国間の関係の正常化を希望して締結するものであること。

2 両国間に外交及び領事関係が開設され、大使を交換し、両国政府の合意する場所に領事館を設置すること。

3 千九百二十年八月二十二日以前にわが国と大韓民国との間で締結されたすべての条約及び協定がもはや無効であることが確認されること。

4 大韓民国政府は、国際連合憲章第九十五号(Ⅱ)に示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認されること。

5 両国は、相互関係において、国際連合憲章の原則を指針とし、相互の福祉及び共通の利益を増進するに当たつて国際連合憲章の原則に適合して協力するものとする。

6 両国は、通商関係に関する条約又は協定、及び民間航空運送に関する協定を締結するための交渉をすみやかに開始するものとする。

7 この条約は、批准書交換の日に効力を生ずること。

(二)

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定

1 この協定は、両国が共通の関心を有する水域における漁業資源の持続的生産性が維持されること、及び漁業の発展のため相互に協力することを希望し、公海自由の原則が尊重されるべきことを確認し、かつ、両国間に生ずることのある漁業紛争の原因を除去することが望ましいことを認めて締結するものであること。

2 両国は、自国の沿岸の基線から十二海里までの水域を自国が漁業に関して排他的管轄権を行使する水域(以下「漁業に関する水域」という)として設定する権利を相互に認めること。ただし、漁業に関する水域の設定に際し直線基線を使用する場合は、両国が協議の上決定するものとし、また、両国のこの水域の重複する部分についての

分割の方法を定めてゐる。

- 3 両国は、漁業に關する水域の外側に、共同規制水域を設定し、この水域においては、漁業資源の保存措置が実施されるまでの間、底びき網漁業、まき網漁業及び六十トン以上の漁船のさばり漁業について、協定の不可分の一部をなす附屬書に掲げる暫定的漁業規制措置を実施すること。
- 4 共同規制水域における取締り及び裁判管轄権は漁船の属する国のみが行使するものとし、また、両国は暫定的漁業規制措置を遵守するため適切な指導及び監督を行ない、違反に対しては罰則を含む国内措置を実施すること。
- 5 共同規制水域の外側に共同資源調査水域を設定すること。
- 6 両国は、この協定の目的を達成するため、日韓漁業共同委員会を設置し、委員会の下に、その事務を遂行するため常設の事務局を設け、その経費は両国が負担する分担金により支払われること。
- 7 委員会は、漁業資源の研究のための科学的調査、共同規制水域内における規制措置及び共同資源調査水域の範囲等について勧告し、暫定的漁業規制措置及び両国漁船間の事故に対する取扱方針につき検討し、並びにその結果執られる措置について勧告し、また、協定違反に關する同等の刑の細目の制定について審議し及び勧告する等の任務を遂行すること。
- 8 この協定の解釈及び実施に關する両国間の紛争は、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決できない紛争は、所定の手続により選定される三人の委員からなる仲裁委員会に付託するものとし、両国はその決定に服するものとする。
- 9 この協定は、批准書交換の日に効力を生じ、五年間有効で、その後は一方の締約国が他方の締約国にこの協定を終了させる意思を通告してから一年間効力を存続すること。

10 協定の不可分の一部をなす附屬書は、暫定的漁業規制措置の内容として、最高出漁隻数又は統數、漁船規模、網目、集魚燈の光力、共同規制水域に出漁する漁船に発給する証明書及び標識について規定してゐる。

- 11 韓国の漁業に關する水域の直線基線に關する交換公文は、協定第一条に基づき韓国の漁業に關する水域の設定に關して、一定の直線基線を決定することについての協議を確證することを内容としてゐる。
 - 12 韓国の漁業に關する水域に關する交換公文は、暫定措置として、韓国側が設定する漁業に關する水域の外側の一定の水域（済州島附近）が、当分の間同国の漁業に關する水域に含まれることとする両国間の合意を内容とするものである。
- (三) 財産及び請求權に關する問題の解決並びに經濟協力に關する日本國と大韓民國との間の協定
- 1 わが國は大韓民國に對し、三億合衆國ドルに相當する日本國の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から十年間にわたつて、毎年三千万ドルを限度とすることを原則として、無償で供与すること。
 - 2 わが國が供与する生産物及び役務を定める年度実施計画は、大韓民國政府が作成し、両國政府の協議によつて決定されることが並びにわが國が供与する生産物は資本財及び両國政府が合意するその他の生産物とする。
 - 3 大韓民國は、無償供与の実施を任務とする使節團を日本國內に設置すること。
 - 4 わが國は大韓民國に對し、二億ドルに達するまでの長期低利の貸付けで、日本國の生産物及び日本人の役務の調達に必要なものを、この協定の効力発生の日から十年間にわたつて行なうこと。
 - 5 この貸付けは海外經濟協力基金により行なわれ、日本國政府は同基金がこの貸付けの毎年均等に行なうための資金を確保すること。

より必要な措置を執ること。

- 6 両國政府は、無償供与及び長期低利の貸付けの実施に關して勧告を行なう權限を有する協議機關として、合同委員會を設置すること。
- 7 兩國は、兩國及びその國民（法人を含む）の財産、權利及び利益並びに請求權に關する問題が、対日平和條約第四條(四)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確證すること。
- 8 この協定署名の日、一方の國の管轄下にある他方の國及びその國民の財産、權利及び利益に對して執られた国内措置、並びに協定署名の日以前に発生していた一方の國及びその國民の他方の國及びその國民に對する請求權については、相互にいかなる主張もできないものとする。ただし、千九百四十七年八月十五日からの協定署名の日までの間に一方の國に居住したことがある他方の國の國民の財産等、及び千九百四十五年八月十五日以後における通常の接觸の過程において取得され又は一方の國の管轄下に入つた他方の國及びその國民の財産等（この協定署名の日までにそれぞれの國が執つた特別の措置の対象となつたものを除く）には影響を及ぼさないこと。
- 9 大韓民國はわが國に對し、兩國間の清算勘定の残高四千五百七十二万九千三百九十八ドル八セントを、協定の効力発生の日から十年の間に年賦法で返済するものとし、第一回から第九回までの年賦法の額は各年四百五十七万三千ドル、第十回はその残額とするが、利子は附さないこととする。
- 10 前項の年賦について大韓民國の要請があつたときは、その金額に相當する第一項の無償供与及び前項の賦金金の支払が行なわれたものとみなし、これにより、無償供与の額はその金額だけ減額されるものとする。
- 11 この協定の解釈及び実施に關する兩國間の紛争は、外交上の経路を通じて解決すること。

ものとし、これにより解決できない紛争は所定の手続により選定される三人の委員からなる仲裁委員会に付託するものとし、兩國はその決定に服するものとする。

- (四) 日本國に居住する大韓民國國民の法的地位及び待遇に關する日本國と大韓民國との間の協定
- 1 日本國政府は、大韓民國國民で、千九百四十五年八月十五日以前から引き続きわが國に居住している者、及びその直系卑屬として千九百四十五年八月十五日以後この協定の効力発生の日から五年以内にわが國で出生し、その後引き続きわが國に居住している者が、この協定の實施のため日本國政府の定める手続に従ひ、この協定の効力発生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、わが國に永住を許可すること。
 - また、永住を許可されている者の子として、この協定の効力発生の日から五年を経過した後わが國で出生した大韓民國國民が、その出生の日から六十日以内に永住許可の申請をしたときは、わが國で永住することを許可すること。
 - 2 日本國政府は、前項で永住を許可されている者の直系卑屬でわが國で出生したものの居住について大韓民國政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二十五年を経過するまでは、協議を行なうことに同意すること、及びこの協議に当たつてはこの協定の精神及び目的を尊重すること。
 - 3 永住することを許可された者で、この協定の効力発生の日以後、わが國において内乱に關する罪又は外患に關する罪により禁錮以上の刑に処せられた者、國交に關する罪により禁錮以上の刑に処せられた者及び外國の元首、外交使節又はその公館に對する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者、わが國の外交上の重大な利益を害した者、營利の目的をもつて麻薬類の取締りに

関するわが国の法令に違反して無期又は三年以上の懲役又は禁錮に処せられた者及び同法令に違反して三回以上刑に処せられた者は退去強制処分を受けること。

4 日本国政府は、永住することを許可されている者に対するわが国における教育、生活保護及び国民健康保険に関する事項、また、永住することを許可されている者であつて永住する意思を放棄して大韓民国に帰国する場合における財産の携行及び資金の大韓民国への送金に関する事項について、受当な考慮を払ふものとする。

5 永住を許可されている者は、出入国及び居住を含むすべての事項に關し、この協定で特に定める場合を除くほか、すべての外国人に同様に適用されるわが国の法令の適用を受けることが確認されること。

6 この協定は、批准書交換の日の後三十日で効力を生ずること。

(四) 文化財及び文化協力に關する日本国と大韓民国との協定
1 両国政府は、兩國民間の文化關係を増進させるため、できる限り協力すること。

2 日本国政府は、附屬書に掲げる文化財を、兩國政府間で合意する手続に従つて、この協定の効力発生の後六箇月以内に大韓民国に引き渡すこと。

3 兩國政府は、それぞれ自国の美術館、博物館等の文化に關する施設が保有する文化財について、他方の國民に研究する機会を与えるため、できる限り便宜を与えること。

4 この協定は、批准書交換の日に効力を生ずること。

(五) 紛争の解決に關する交換公文
この交換公文は、兩國政府が別段の合意がある場合を除くほか、兩國間の紛争はまず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合、は、兩國政府が合意する手続に従ひ、調停によつて解決を図るものとするを相互に確認している。

兩國間の国交の正常化を実現するため、日本国と大韓民国との間の基本關係に關する条約等を締結することは、妥當かつ、適切な措置である認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十年十一月六日
日本国と大韓民国との間の協定に關する特別委員長 安藤 覺
衆議院議長 船田 中殿

日本国と大韓民国との間の漁業に關する協定の實施に伴う同協定第一条1の漁業に關する水域の設定に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

議案の要旨及び目的
日韓漁業協定第一条において、兩國は、自國の沿岸から十二海里までの水域を、漁業専管水域として設定する權利を有することを認めてい

周の協定(以下「協定」といふ)の實施に伴ひ、協定第二条3に規定する大韓民国及びその國民の財産、權利及び利益(以下「財産等」といふ)に對する措置を定めようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 次に掲げる大韓民国又はその國民の財産権
協定第二条3の財産等に該當するものは、昭和四十年六月二十二日において消滅したものとすること。ただし第三者の權利を保護すること。

(a) 日本国又は日本國民に對する債權
日本国又は日本國民の有する物又は債權を目的とする担保權

(b) 日本国又は日本國民が昭和四十年六月二十二日において保管している大韓民国又はその國民の物で協定第二条3の財産等に該當するものは、同日においてその保管者に歸屬したものとすること。

2 大韓民国又はその國民の有する証券に化体される權利で協定第二条3の財産等に該當するものについては、昭和四十年六月二十二日以後その權利に基づく主張をすることができないこととなつたものとすること。

3 この法律は、協定の効力発生の日から施行すること。

二 議案の可決理由
本案は、協定第二条3に規定されている大韓民国及びその國民の財産權に對する必要な措置を定めるものとして、妥當なものである認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十年十一月六日
日本国と大韓民国との間の協定に關する特別委員長 安藤 覺
衆議院議長 船田 中殿

日本国に居住する大韓民国國民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」といふ)の實施に伴ひ、協定に關する出入国管理特別法案(内閣提出)に關する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、「日本国に居住する大韓民国國民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」といふ)の實施に伴ひ、協定に規定する大韓民国國民の本邦での永住及びその許可を受けた者の退去強制等について出入国管理令の特別規定を設けようとするも

ので、その主なる内容は次の通りである。

1 大韓民国國民であつて終戦前から引き続き日本に居住している者及びその直系卑屬として一定期間内に日本で出生し、引き続き居住している者のほか、永住を許可されているこれらの者の子として日本で産まれた者は、その申請により、法務大臣の許可を受けた本邦で永住することができるとすること。

2 永住許可の申請手続の窓口事務は申請者の居住地の市町村の事務所において行ふこととする。

3 法務大臣は、永住許可申請について審査のため必要があるときは、入国審査又は入国警備官をして事実の調査をさせることができること。

4 永住の許可は、当該許可を受けている者が大韓民国の國籍を失つたときは、その効力を失ふこと。

5 永住許可を受けている者に対する国外退去強制事由について、一般外国人に對するよりも著しく制限を加へ、緩和することとしたこと。すなわち、内乱、外患、外交に關する罪や麻薬関係犯罪等の特定の罪によつて罰せられた場合のほか、七年をこえる重い刑に處せられた場合にかぎつて、退去強制の手続をとるものとしたこと。

6 永住の許可を受けている者の出入国及び在留については、この法律に特別の規定があるもののほか、出入国管理令によることとする。

7 虚偽の申請をして永住許可を受けた者や威力を用いて永住許可の申請を妨げた者に對する罰則を設けたこと。

8 この法律は、協定の効力発生の日から施行すること。

二 議案の可決理由
「日本国に居住する大韓民国國民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定」の實施に伴ひ、同協定を履行するために国内法を定める必要がある。本案は、同協定第一条に規定する大韓民国國民の本邦での永住及びその許可を受けた者の退去強制等について必要な措置を定めたもので、妥當な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十年十一月六日
日本国と大韓民国との間の協定に關する特別委員長 安藤 覺
衆議院議長 船田 中殿

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 二十五円
(ただし長貨紙は三十円)
(郵送料別)

發行所
東京 都港区赤坂表町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四二